

平成 23 年 1 月 17 日
科 長 会 議 承 認

国立大学法人岐阜大学医学部附属病院における診療行為等に係る
映像等の使用許可の判断基準について（申し合わせ）

病院が撮影した診療行為等の映像を外部に提供し使用を許可する場合及び第三者が診療行為等を撮影し、またその映像等の使用を許可する場合における判断基準を定めるものである。

- 第 1 映像等の撮影及び使用が、本院の業務に支障を来さないこと。
- 第 2 映像等の撮影及び使用目的は、教育・研究・診療の向上と発展に寄与すること。
- 第 3 映像等の使用が、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、その他関係法規に抵触しないこと。
- 第 4 映像等の撮影及び使用申し込みが、他の機関等から公的に行われること。
- 第 5 許可は病院長が行い、必要に応じ関係委員会と連携し協議する。